

## 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項及び第115条の9第1項、並びに第115条の45の9の規定に基づき、次のとおり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者、第一号事業を行う指定事業者の指定を取り消す。

### 1 対象事業者

合同会社サード 代表社員 品田 弘行  
群馬県高崎市浜川町893番地6

### 2 対象事業所

#### (1) 名称及び所在地、サービスの種類及び指定年月日

ヘルパーステーションサード	訪問介護（平成27年2月1日）
群馬県前橋市大胡町60番地2	介護予防訪問介護（平成27年2月1日）
	第一号訪問事業（平成27年4月1日）

#### (2) 名称及び所在地、サービスの種類及び指定年月日

ケアサポートサード	福祉用具貸与（平成27年4月1日）
群馬県前橋市大胡町60番地2	介護予防福祉用具貸与（平成27年4月1日）

### 3 指定取消年月日

平成29年7月31日

※詳細は別紙資料（指導監査室の監査調書による）のとおり

#### 本件に関するお問い合わせ先

##### 介護高齢課 指導係

電話	内線 / 3132
	直通 / 027-898-6132